

令和8年度女性の多様な働き方支援事業業務委託仕様書（案）

この業務仕様書(以下「本仕様書」という。)は、飯山市(以下「市」という。)が行う女性の多様な働き方支援事業の業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度女性の多様な働き方支援事業業務委託業務

2 目的

人口減少が進む中で、デジタル分野における人材育成は、テレワーク等柔軟な働き方の実現を可能とするとともに、地域経済の活性化も期待できる。

このため、基本的なパソコン操作ができ、テレワーク・企業への就職・起業等、多様な働き方に関心のある女性を対象に、デジタルスキルの習得を通じて、個々のライフスタイルやキャリアに応じた多様な働き方の実現を支援することを目的とする。

3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月16日までの間において受託者との協議により決定した期間

4 実施場所

飯山市内

5 業務の概要

受託者が本仕様書に基づき実施する委託業務の概要は以下のとおりである。

本事業の実施にあたっては、事業の趣旨を十分に踏まえるとともに、市に提案した内容を遵守すること。

(1) 対象者

以下の条件を満たす市内在住の概ね50歳以下の女性を対象とする。

- ① 起業等を含めた就労を目指す方又は育児休業中等で新たな働き方を検討している方
- ② 基本的なパソコン操作ができること
- ③ 必要最低限のハードウェアや通信環境等を準備できること
- ④ 検証作業（アンケート等）に協力可能であること
- ⑤ テレワーク、企業への就職、起業等多様な働き方に関心があること

(2) 定員

15人程度を想定しているが、総事業費の積算により、最も効果的な人数の提案が可

能。受託者の提案により、市と協議のうえ調整すること。

(3) 支援内容

- ア キャリア設計
- イ デジタルスキル習得
- ウ 自己分析、自己PR等作成
- エ 就労へのつなぎ

6 業務内容

本業務では、業務の目的を実現するために、以下の(1)から(11)及び「公募型プロポーザル方式に係る企画提案書」に基づき運営を行うこと。

(1) 運営体制及び全体スケジュールの提示

業務責任者及び部門別責任者等を明記した体系図並びに事業の全体スケジュールを提示すること。

- ア 部門別責任者は、業務を実施するため、それぞれ専門的な見地から運営が可能な者を配置すること。
- イ 必要な設備や機器を準備し、スキル習得支援を効果的に実施できる体制を構築すること。
- ウ 講座で使用するソフトウェアは、受講者が研修終了後も継続して利用可能なものとし、受講者の経済的負担に配慮すること。
- エ 受講者が確実に研修プログラムの受講を完了することができるよう、受講者とのコミュニケーションツールの確保等、効果的な環境を構築すること。

(2) 周知・広報

周知・広報の方法を具体的に提案すること。

- ア ホームページ
専用ホームページを作成し、本事業の周知を行うこと。
なお、作成後も申込案内等、時期に応じた更新を行い、実施期間中はホームページの維持及び管理を行うこと。
ホームページは、パソコンによる閲覧を前提としたもののほか、スマートフォン等モバイル端末やタブレット端末向けのものも併せて作成すること。
- イ ポスター・チラシ等
ポスター・チラシ等を作成し、本事業の周知を行うこと。
- ウ その他
SNSを活用した発信や事業説明会の開催等、本事業の効果的かつ効率的な周知に資する施策を提案し、市と調整の上、展開すること。

(3) 応募受付

応募受付にあたっては、事業趣旨や支援内容の説明のほか、受講に係る相談など、丁

寧に対応すること。

(4) 受講者の選考・決定

ア 受講者を決定するため、選考を行うこと。選考にあたっては、事前に市と調整の上、選考基準、面接票等を準備すること。

イ 選考においては、本人の就業経験や就職・起業への意欲、希望する働き方などを細かく把握し、市と協議の上受講者を決定すること。

ウ 選考結果については、受講者の一覧を作成の上、速やかに市へ提出すること。

(5) キャリア設計支援

受講者が個々のライフスタイルやキャリアに応じて自分らしい働き方の実現に向けた意識を高めることができるよう、講座の内容を工夫すること。

ア 特定の職種・業種に偏らない内容とすること。

イ 受講者の多様な背景に配慮したプログラム構成とすること。

(6) デジタルスキル習得支援

就労の場を想定したデジタルツールの実践的な活用方法を習得できる内容とすること。

ア 支援の実施方法

eラーニングを含むオンライン上での支援又は対面による支援、もしくはそれらを組み合わせた方法により実施すること。ただし、受講者が研修プログラムを十分に理解しているか把握するため、進捗管理や受講上の相談対応等、きめ細かな支援を実施し、知識やスキルの習得を支援すること。

イ 受講後

習得したデジタルスキルに関してテスト等を実施し、受講者の個々の習熟度を評価すること。

ウ その他

支援及び効果測定、習熟度の評価は、遅くとも令和8年12月末までに終了すること。

(7) 自己分析、自己PR等作成支援

「(6) デジタルスキル習得支援」の受講後、自身のスキルを見直し、他者に伝える力を身に付ける支援を行うこと。

自己PR等の作成支援等、就職・起業等に活かせる内容のワークショップを含むこと。

(8) 就労へのつなぎ

受講者が個々のライフスタイルに応じた自分らしい働き方が実現できるよう、就労につながる支援の体制を整えること。

(9) 運営事務局の設置

本事業に関する問い合わせや受講希望者の応募に対応する運営事務局を設置するこ

と。

(10) 会場の確保

対面で実施する講座等については、会場を確保すること。

(11) 託児の実施

育児等による時間的制約のある方が円滑に受講できるよう、対面で実施する講座等においては、受託者は希望者に対して託児や子どもの見守り等のサービスを提供できる体制を整えること。託児等の運営にあたっては、安全管理及び保険加入等、必要な措置を講じること。託児等実施に要する費用は委託料に含めて積算することとし、利用希望者の申込・管理は受託者が責任を持つこと。

7 市への報告

(1) 月次報告

以下のアからカまでの事項について、毎月の実績を「委託業務実施報告書」（様式任意）にまとめ、翌月の7営業日以内に市へ報告すること。

なお、「委託業務実施報告書」とは別に、市から業務の実施状況に関する報告を求められた場合は、その都度対応すること。

ア 広報活動の実施状況

イ 支援対象者の応募状況

ウ キャリア設計支援、デジタルスキル習得支援、自己PR等作成支援の実施状況（実施内容、講座参加状況、スキル習得の進捗等）

エ 支援対象者への就職・起業等支援実施状況

オ 支援対象者の就職・起業等状況

カ 各種業務に関連するアンケート等を実施した場合はその集計結果

(2) 年次報告

受託者は、令和9年3月16日までに「令和8年度女性の多様な働き方支援事業業務完了報告書」を市に提出すること。

8 業務実施上の留意事項

(1) 受託者は、本事業の趣旨への理解や利用の促進を図るため、労働局、経済団体、その他の関係機関への周知を図るとともに、関係機関の理解と協力を得られるよう努めること。

(2) 受託者は、市の信用を失墜する行為を行ってはならない。また、事業参加者からの苦情には、誠意をもって対応すること。

(3) 受託者は、個人情報の保護について十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。

(4) 受託者は、辞退等により講座への不参加が決定した者の個人情報は不参加後、速やか

に削除すること。

- (5) 受託者は、本事業を実施するにあたって、故意または過失により第三者に損害を加えた場合は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。
- (6) 受託者は、本事業に関連して作成したホームページやチラシ・リーフレット等に「本事業は飯山市より委託を受け、〇〇が運営しています」等の文言を入れるなど、飯山市からの受託であることを示すこと。
- (7) 受託者は、本事業の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも供覧に供することができるように保管すること。
- (8) 受託者は、市の承認を得ないで業務の再委託をしてはならない。ただし、書面により事前に市の承認を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に対し再委託することができる。

9 業務に要する経費の限度額

7,099,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

10 その他

- (1) 本契約に係る全ての成果物等の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利含む。）は市に帰属することとし、履行完了後、データおよび成果物等を納品すること。本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないこと。また、市は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDF データ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者または第三者に留保されるものとする。
- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) その他仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関して疑義が生じた場合は、市と協議の上決定するものとする。